

事後評価シート

【評価年月】 平成15年4月

【主管課・室】 自然環境計画課

【評価責任者】 自然環境計画課長 田部和博

施策名、施策の概要及び予算額

| | |
|-------|---|
| 施策名 | - 8 - (3) 自然環境の再生 |
| 施策の概要 | 自然と共生する社会を実現するために、優れた自然を保全することに加え、失われた自然環境の再生を積極的に推進することが必要。このため、関係省庁と連携し、関係自治体、専門家、NPO、地域住民等の参画を得て、失われた自然を再生する事業を実施する。 |
| 予算額 | 968,000千円(14年度予算) |

目標・指標、及び目標の達成状況

| | |
|------|---|
| 目標 | 生物多様性保全の観点から望ましい自然環境を積極的に確保するため、関係省庁と連携し、地方自治体や専門家、NGO等の参画を得つつ、失われた自然を積極的に再生する。 |
| 達成状況 | 平成14年度より自然再生事業を釧路湿原、くぬぎ山において実施している。釧路湿原では、乾燥化した湿原の回復による湿原の再生、くぬぎ山では点在する改変地の植生復元による雑木林の再生を実施した。その他にも、全国9ヶ所で、事業対象地の生態系の詳細調査及び具体的な再生手法を検討するための自然再生推進計画調査を実施した。 |

評価、及び今後の課題

| | |
|----|---|
| 評価 | <p>【必要性】(公益性、官民の役割分担等)</p> <p>かつて身近であったメダカまでが絶滅危惧種となるなど、我が国の生態系は衰弱しつつあり、残された生態系の保全を強化することだけでなく、過去に失われた自然を、多様な主体の参画によって積極的に再生・修復していくことが必要不可欠である。平成15年1月には、そのための基本的枠組である「自然再生推進法」が施行されたところ。この推進法の下で自然環境の再生を着実に推進していくために、関係省庁や専門家等と密接に連携して具体的な事業を展開するとともに、地域住民やNPO等市民の参加が確保されるよう市民活動を支援することが必要である。</p> <p>【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)</p> <p>自然再生事業については、基礎調査や計画段階から様々な主体の参画を得て地元との合意形成を図りながら実施しており、事業の目的である様々な主体との連携を行う事業実施を、効率的に推進することができる。</p> |
|----|---|

| | |
|-------|--|
| | <p>また、国立・国定公園や里地里山における自然環境の保全、再生を求めるニーズは高く、事業実施による生物多様性の効果と併せて、集客数の増加等の観光への効果も高く、効率的である。</p> <p>【有効性】(達成された効果等)</p> <p>自然再生にかかる調査の実施は、生物多様性の観点から自然再生事業を効果的かつ効率的に実施するためのモニタリングの基礎となるデータの収集等の点で、有効に機能している。</p> <p>計画段階から専門家、地元の市民等の参画を得た自然再生事業の実施により、地域の自然特性に応じたきめ細やかな取り組みを合意を得つつ推進することが可能となっている。</p> <p>自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られ、政府が取り組むべき重要課題である「自然と共生する社会の実現」が着実に推進されている。</p> |
| 今後の課題 | 地域の多様な主体の連携による自然再生事業の着実な実施、自然再生事業に参加するNPO等の支援策や実施体制の一層の充実 |

政策への反映の方向性

| | |
|-----------|---|
| 事業の改善・見直し | 理由の説明(新規、拡充、縮小、廃止等) |
| 現行のまま継続 | <p>理由の説明</p> <p>13年度末に決定した新・生物多様性国家戦略、14年度末に施行された自然再生推進法を踏まえて、当面の施策を展開していく必要があるため</p> |

【別紙】

事務事業シート

| 施策名 | - 8 - (3) 自然環境の再生 | |
|---------------------|--|---|
| 事務事業名 (関連下位目標番号) | 事業の概要 | 主な関連予算事項等 (14年度予算) |
| | <p>生物多様性保全の観点から望ましい自然環境を確保するため、関係省庁と連携し、地方自治体や専門家、NGO等の参画を得つつ、失われた自然を積極的に再生する。</p> | <p>自然再生事業関係費 (968百万円) (自然公園等事業費 14,687百万円のうち)</p> |